

都賀川における安全利用指針

- 1 利用者は、バーベキュー、テント等の設置など、直ちに避難できないおそれがある行為や通路を占有して他の利用者の避難の妨げとなる行為をしないこととする
- 2 利用者は、回転灯等が作動したときは、都賀川から直ちに避難する
- 3 回転灯等が作動した際に都賀川内に利用者を発見した者は、避難を呼びかける
- 4 再三呼びかけしても、避難しない利用者については関係行政機関等に通報することとする
- 5 通報を受けた関係行政機関等は、現地に急行し利用者の避難を誘導する